西条市農業委員会　令和８年度　第７回総会　議事録

１．日　時　令和８年10月５日（月）　午後２時00分から午後２時40分まで

２．場　所　西条市役所本館　５階大会議室

３．会議構成員現在総数　農業委員24名　　推進委員30名

４．農業委員　出席者　２２名　　欠席者　２名　　出席率　91.6%
　　推進委員　出席者　２６名　　欠席者　４名　　出席率　86.6%

○農業委員出席者氏名

会　　長	23番	真鍋　美鈴					
会長代理	19番	山内　ふさえ					
委　　員	1番	越智　一志	9番	安藤　英利	17番	安藤　政治	
	2番	明比　典正	10番	近藤　仁志	18番	長谷川　学	
	3番	徳増　靖記	11番	眞鍋　覚	21番	山内　哲夫	
	4番	一色　達夫	12番	中川　英隆	22番	松木　秀明	
	5番	髙橋　やよい	13番	大澤　晴美	24番	戸田　佑基	
	6番	井上　和博	14番	鈴木　伸二			
	7番	近藤　明弘	15番	武田　弘文			
	8番	日野　哲也	16番	山内　文孝			

○欠席者氏名

15番　武田　弘文　　20番　山内　昌男

○推進委員出席者氏名

委　　員	1番	寺田　昌直	12番	眞田　克彦	21番	高橋　寿夫	
	2番	一色　信之	13番	平木　克彦	22番	佐伯　謙二	
	3番	白木あゆみ	14番	白石　修一	23番	一色　清定	
	5番	伊藤　龍二	15番	藤田　幹雄	24番	越智　利和	
	6番	上野伸治郎	16番	志賀　英一	25番	黒川　清美	
	7番	伊藤　信行	17番	垂水　久明	26番	佐伯　静雄	
	8番	宮武　恭宏	18番	飯尾　勝一	27番	玉井　隆志	
	9番	岡本　省三	19番	飯尾　悟	28番	宇野　嘉秀	
	10番	斎藤　浩	20番	永井　保志			

○欠席者氏名

4番　高橋　滝雄　　11番　宇佐美貴史　　29番　小倉　謙治　　30番　村上　真也

５．議案について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第４号　農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第５号　引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第６号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第７号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
議案第８号　地域計画変更に対する意見の決定について
報 告 事 項　報告承認案件（農地法第１８条６項に係る通知等）

６．農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事 務 局 長	渡邊賢一郎	西部分室長	髙橋徹也
事務局次長	酒井祐吾	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		
農水振興課	戸田隼矢		

７．議事内容

事務局　皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和８年度 第７回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、真鍋会長がご挨拶を申し上げます。

会　長　【会長挨拶】

事務局　それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。真鍋会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議　長　それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今から令和８年度 第７回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議　長　まず、議事録署名人の指名をしたいと思います。近藤明弘委員、日野哲也委

員の両委員にお願いいたします。
本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。農業委員からは、15 番武田弘文委員、20 番山内昌男委員、農地利用最適化推進委員からは 4 番高橋滝雄委員、11 番宇佐美貴史委員、29 番小倉謙治委員、30 番村上真也委員から出ておりますのでご報告をいたします。
ただ今の出席農業委員数は、22 名であります。よって農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。
書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。
それでは、議事に入ります。

【農地法第３条関係】

議　長　議案書、３ページ、議案第１号、農地法 第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。
それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　事務局の酒井です。よろしくお願いいたします。
それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。
議案書４ページをご覧下さい。
９４号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。
９５号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。
９６号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。
９７号は、○○の○○氏が、父である○○氏から慣行小作権の移転を受けようとする申請でございます。
９８号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。
９９号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。
１００号は、○○の○○氏が、小作地解放のため、○○の○○氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。
１０１号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。
１０２号、１０３号、１０４号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、

○○の○○氏、○○の○○氏、○○の○○氏から、それぞれ所有権移転を受けようとする申請でございます。

１０５号は、○○の○○氏が、新規就農のため、○○の○○氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１０６号は、○○の○○氏が、新規就農のため、○○の○○氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

以上１３件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、１０５号、１０６号につきましては新規就農であり、１０６号につきましては面接を行っておりますのが、面接に携わっていただいた小倉、村上両委員につきましては、本日欠席ということですので報告文を預かっておりますので事務局から代読をお願いします。

村上委員報告文　今回の新規就農希望者につきまして、9 月 28 日に石根公民館において面接を行いました。面接を行ったのは、小倉委員と、私、村上です。当案件の申請人は、○○の○○氏であります。

本申請は、○○の農地 1,877 ㎡を取得するための申請であります。申請人は、申請地の隣にある住居を購入し、その際に、申請地の購入を打診された事により、今回の申請となっております。

主に、自家消費用と勤務先で申請人が世話しているニワトリのエサとして利用するトウモロコシを耕作する予定であり、４年ほどの農業経験があるとの事であり、近所の農家からのサポートも受けるとの事であります。また、規模拡大の予定はないとの事であり、許可後にはトウモロコシ以外の野菜の耕作についても考えていきたいとの事であります。

こちらからは、農地管理や農業についてのアドバイス、また、改良区についての説明を行い、面接を終了しました。

最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。また、担当委員より、許可することに問題ないとの意見を受けております事を報告します。

以上で報告を終わります。

議　長　ありがとうございました。

村上委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変

お忙しい中、お世話になりました。

次に、１０５号につきましては、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局　１０５号の譲受人である○○氏でありますが、自宅横にある申請地を平成１０年頃に購入しましたが、５反要件の関係で農業委員会の許可が得られない事から仮登記を行い、現在まで耕作をしております。

最近になって、５反要件が撤廃されているとの話を聞き、仮登記を本登記に変更するため、今回の申請となっております。

主な耕作物としては、栗・柿・すいか等との事であります。

こちらの１件つきましては、経営規模拡大の予定はないとの事であります。

また、農地は農地として活用する旨の誓約書の提出も受けております。

議　長　ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局より説明がありました１３件について、９４号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員　94～106 号問題なし

議　長　ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、

ほかに、ご意見・ご異議等はございませんか。

委員一同　異議なしの声あり

議　長　ありがとうございます。

『異議なし』ということでありますので、以上１３件を原案どおり許可することいたします。

【農地法第４条関係】

議　長　次に、議案書、7 ページ、議案第 2 号、農地法 第４条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局　議案書８ページをご覧ください。
１５号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫の建築に伴い、農家住宅敷地の拡張をしようとする申請でございます。本件は違反転用でありますが、当初借入地であった土地を昭和５３年ころに亡き父が購入し、造成をしてしまったとのことでございます。申請人は農地法の認識と理解が薄かったとのことであり、これからは法律を順守いたしますとの始末書が提出されております。
１６号は、〇〇の〇〇が、現在所有者から使用貸借により借り受けている農地において、所有者の同意を得て４条申請し、農機具及び農業用資材置場を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用であり、当時の所有者であった前代表が平成２２年ころに造成してしまい、簡易な倉庫やコンテナを設置し、以後も本件申請人が借り受けた現在まで使用しているとのことでございます。今後は農地法の順守につき十分な注意をいたしますとの始末書が提出されております。
以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました2件について、15号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地元委員　15，16号問題なし

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、
ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　異議なし

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

【農地法第5条関係】

議　長　次に、議案書９ページ、議案第3号、農地法 第５条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、５７号について審議いたします。
本件について、〇〇委員は、当事者本人であり、審議に参加できないことから、一旦ご退席願います。

（〇〇委員　退室）

議　長　それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　５７号は、〇〇の〇〇氏が、同所の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
以上１件でありますが、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

地元委員　５７号問題ありません

議　長　地元委員さんからは問題ないということでありますが、ほかにご意見等ございませんか。

委員一同　異議なしの声

議　長　ありがとうございます。異議なしということでありますので、以上１件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
以上で〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入り下さい。

（〇〇委員　入室、着席）

議　長　審議を再開いたします。残りの８件について事務局から説明いたします。

事務局　５８号は、〇〇の〇〇が、同所の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場を建設しようとする申請でございます。
５９号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、６区画の宅地分譲地を造成する申請でございます。
６０号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、前面道路の拡幅をしようとする申請でございます。
６１号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
６２号は、〇〇の〇〇が、同所の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場を建設しようとする申請でございます。
６３号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場を建設しようとする申請でございます。

６４号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、農業用倉庫兼作業場を建設しようとする申請でございます。
６５号は、○○の○○が、○○の○○氏から贈与を受け、寺院の宝物庫を建設しようとする申請でございます。
以上８件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました８件について、58 号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地元委員　58～65 号問題なし

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、
ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　異議なし

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上８件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

【農業振興地域整備計画変更関係】

議　長　つぎに、議案書１２ページ、議案第 4 号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局　議案書１３ページをご覧ください。
位置図及び地番図は１４、１５ページになります。
６号は、○○の○○氏が、農機具保管場所及び作業場を建設するため、申請地を農地から農業用施設用地へ用途区分変更しようとする申請でございます。
７号は、○○の○○氏が、農作物無人販売所及び駐車場を建設するため、申請地を農地から農業用施設用地へ用途区分変更しようとする申請でございます。本件は、既にトラクターや農機具保管のため造成しており、違反状態となっているため始末書が提出されております。施設の面積は８７㎡ほどであるため、施行規則第２９条の対象でありますが、農振法の不備を正すために行う申

請でございます。
以上２件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました２件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地元委員　６号、７号問題なし

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　異議なし

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上２件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

【引き続き農業経営を行っている旨の証明願】

議　長　つぎに、議案書１６ページ、議案第５号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　議案書１７ページをご覧ください。
相続税の納税猶予を継続して受けるためには、３年ごとに税務署へ農業経営を引き続き行っている証明を提出することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。

７号から９号でありますが、特例の適用を受けた農地は７号は１２筆、８号は１１筆であります。９号については１４筆であり、そのうち１３筆については特定貸付農地となっております。３件とも適正に管理されていることを確認いたしました。
以上３件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ただ今事務局より説明がありました３件について、地元委員さんの
ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地元委員　　7～9 号問題ありません

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　　（異議なしの声あり）

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上 3 件を原案どおり承認することとし、農業経営を行っている旨の証明書を交付することといたします。

【相続税の納税猶予に関する適格者証明願】

議　長　つぎに、議案書１９ページ、議案第 6 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　議案書２０ページをご覧ください。
農地を相続した相続人が相続税の納税猶予を受けるには、当該農地について、相続後も適正に耕作が行われるかなど、納税猶予を受けるための適格性を有するか否かを農業委員会が証明することとなっているため、ご審議いただくものであります。
１号でありますが、納税猶予を受けようとする農地は 3 筆であり、現在においても適正に耕作されております。
以上、１件ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ただ今事務局より説明がありました 1 件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地元委員　　（地区委員からの意見）

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　　（異議なしの声あり）

議　長　　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上１件を原案どおり承認することとし、適格者証明書を交付することといたします。

【農用地利用集積等促進計画関係】

議　長　次に、議案書２１ページ、議案第７号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局　議案書２２ページからをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号の要件を満たしていることをご報告いたします。
詳細につきましては、議案書２３ページから３４ページとなっております。
このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、４７件、面積が、13 万 2,941 ㎡、所有権移転の件数は、7件、面積が、3 万 1,095 ㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　以上の内容ですがよろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　　異議なし

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、
以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

【地域計画変更に対する意見の決定について】

議　長　次に、３５ページ、議案第８号、地域計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について担当課であります農水振興課より説明をいただきたいと思います。

農水振興課　農水振興課の戸田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

議案第８号についてご説明する前に、地域計画の変更について事前のご説明をさせていただきます。

一般的に、農業振興地域の整備に関する法律において、いわゆる青地（農用地区域）を農振除外する場合、6 つの要件を満たす必要があります。その中の一つに「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」という規定があります。この要件を満たすため、除外手続きの前提として、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。

この地域計画の変更には、「農業委員会の意見聴取」が要件の一つとなっております。そのため、本日の農業委員会におきまして、ご意見を求めるものです。

今後の手続きとしましては、関係機関の意見聴取を行った後、変更案の公告・縦覧を経て、地域計画の変更を公告することにより完了となります。なお、変更完了後は本来の農振除外の手続きに移りますが、その際にも従来どおり、改めて農業委員会への意見聴取が必要となります。今回の計画と同じ内容で再度お諮りすることになりますが、何卒ご了承をお願いいたします。

それでは議案書の 46 ページ目をご覧ください。位置図、地番図は 47，48 ページです。今回は、農用地区域からの除外の手続きに伴う地域計画の変更を行うもので、案件は全部で 2 件です。大町地区で自己住宅の建築を目的とするもの 1 件、田野地区で農家住宅の敷地拡張を目的とするもの 1 件です。なお、地域計画に記載されている面積の最小単位は 0.1ha であるため、今回の変更における地域計画の記載内容自体の変更はありません。以上、2 件の地域計画変更について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。

ただ今農水振興課から説明がありました内容でございますが、よろしく審議をお願いいたします。ご意見、ご異議はございませんでしょうか。

委員一同　（異議なしの声あり）

議　長　ありがとうございます。

『異議なし』ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

【報告承認案件】

議　長　つづきまして、議案書 49 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局　それでは、ご報告させていただきます。
令和８年８月 17 日から、令和８年９月 15 日までの受付期間中に、農地法第１８条第６項、解約通知 14 件を受理いたしました。農地法第５条申請の取下げを１件受理いたしました。
また、農地バンクへの土地の登録を１件、利用登録を２件行っております。
その他には、令和７年度第５回総会で承認されております権利設定について賃借料の変更がありましたのでご報告いたします。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

委員一同　意見なし

議　長　無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたが、
この際ですので、ほかに何かございませんか。

委員一同　意見なし

議　長　それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

８．議案結果

議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	原案承認
議案第２号	農地法第４条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第３号	農地法第５条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第４号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第５号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第６号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第７号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第８号	地域計画変更に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第１８条６項に係る通知等）	

９．閉会の日時

令和８年 10 月 5 日　午後 2 時 40 分